

## 滋賀県立河瀬中学校同窓会会則

第1条 本会は、「滋賀県立河瀬中学校同窓会」と称し、事務局を滋賀県立河瀬中学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の交誼を厚くし、会員と母校との関係を親密にし、母校と地域の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 必要に応じて会誌・会報および会員名簿を発行する。
2. 母校の事業を援助する。
3. その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 (イ) 母校卒業生  
(ロ) 母校に在学したもので理事会の承認を得たもの
2. 特別会員 母校教職員
3. 客員 母校旧教職員
4. 名誉会員 本校に特別の関係があり、総会で推挙せられたもの

第5条 本会に次の役職員を置き、任期は2年とする。ただし、重任しても差し支えない。(補欠で役員になったものの任期は、前任者の残任期間とする。)

会長 1名	副会長 2名	理事 若干名
書記・会計 若干名	会計監査 2名	顧問 1名

第6条 本会の役職員は、次の方法で決める。

1. 会長1名、副会長2名ならびに会計監査2名は、総会において会員中より選出する。また、学校長を顧問に委嘱する。
2. 理事は総会の承認をへて会長が委嘱する。また、教頭、事務長および同窓会系の教職員を理事に委嘱する。
3. 会長は理事会の承認をへて、理事の中から常任理事を委嘱することができる。

第7条 本会の役職員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
3. 理事は、理事会を組織し、臨機の要務について議決する。ただし、会長は必要に応じて常任理事会を持って理事会に代えることができる。
4. 書記・会計は、会長の指示を受けて庶務会計の事務を処理する。

5. 会計監査は本会の会計を監査する。

第8条 総会、理事会、常任理事会は、会長が召集する。

第9条 総会は、原則として毎年1回開催し、必要に応じ随時開催する。総会には本会の事業および会計の報告ならびに本会運営の重要事項について審議・決定する。ただし、会長は、必要に応じ、理事会をもって総会に代えることができる。

第10条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第11条 正会員は入会の際、入会金500円、終身会費1000円を納付する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 会員は、転居または身上に移動があった場合は、必ず事務局に報告するものとする。

第14条 会員で本会の体面を汚すような行為をしたものは、総会の議決により除名することができる。

第15条 本会会則の改正は、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

付 則

本会会則は、平成18年4月1日より施行する。